医療法人中屋覚志会 居宅介護支援事業所津田 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人中屋覚志会が設置する居宅介護支援事業所津田(以下、「事業所」という。)において実施する指定居宅介護支援事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下、「介護支援専門員等」という。)が要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に 基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率 的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、 他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう 努める。
- 7 前6項のほか、「枚方市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の 事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」(平成26年枚方市条例第54号)に 定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 医療法人中屋覚志会 居宅介護支援事業所津田
 - (2) 所在地 大阪府枚方市津田北町三丁目30番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(主任介護支援専門員・常勤兼務)

- ア 管理者には主任介護支援専門員を配置し、事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理及び居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施 状況の把握その他の管理を、一元的に行うこと。
- イ 管理者は事業所の介護支援専門員その他の従業者に運営基準を遵守させる ため必要な指揮命令を行うこと。
- (2) 介護支援専門員 1名以上(うち1名管理者と兼務) 介護支援専門員は、第2条の運営方針に基づく業務にあたる。
- 2 介護支援専門員のサービスの取扱いに関する基準は平成 11 年厚生省令第 38 号第 13 条を遵守する。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。 ただし、祝日、12月31日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前8時から午後5時30分までとする。
 - (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制を整備する。

(指定居宅介護支援の提供方法)

- 第7条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。
- 1 指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、あらかじめ利用者もしくはその家族 (以下、「利用者等」という。)に重要事項説明書を交付し口頭での説明を懇切丁寧に 行うとともに、利用料、情報開示の方法等について同意を得るものとする。
- 2 事業所の介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者等から求められたときは、これを提示する。
- 3 指定居宅介護支援の提供を求められたときには利用者の被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無、認定区分及び要介護認定の有効期間等を確かめる。
- 4 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思 も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 5 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1か月前には行われるよう必要な援助を行う。
- 6 要介護認定等を受けた者の居宅サービス計画の作成に当たっては、医療保健サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、利用者の承認を得て総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、サービス提供の手続を行う。また、サービス事業所の選択に当たっては利用者等の自由な選択を尊重し、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、理解を得て署名による同意を得るものとする。
- 7 指定居宅介護支援の提供の開始にあたって、利用者等に対し前6か月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、「訪問介護等)という。)が位置づけられた居宅サービス計画の占める割合、前6か月に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけされた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合につき説明を行ない、同意を得るものとする。

- 8 予め、利用者等に対し、利用者が病院もしくは診療所(以下、「医療機関等」という)に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関等に対し伝えるよう依頼を行うこととする。なお、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼するものとする。
- 9 事業所は、以下のいずれかに該当する正当な理由がない場合、サービスの提供を拒否してはならない。
 - (1) 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
 - (2) 利用申込者の居住地が、当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
 - (3) 利用申込者が、他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合

(指定居宅介護支援の内容)

- 第8条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
 - (1) 利用者等からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応 当事業所内相談室において行う。
 - (2) 課題分析の実施
 - ア 課題分析の実施にあたっては、少なくとも1ヶ月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接して行うものとする。
 - イ 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
 - ウ 使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドライン方式(全国 社会福祉協議会)とする。
 - (3) 居宅サービス計画原案の作成
 - ア 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に当たって利用者等の希望並び に利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービ スの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り 込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
 - イ 居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して 複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定 居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、 作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具 貸与及び地域密着型通所介護(以下、この号において「訪問介護等」とい う。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並び に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護 等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型 サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交 付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名(記名押印)を受けるもの とする。
 - ウ 利用者等が、訪問看護、通所リハビリテーション等医療系サービスを希望 している場合やその他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の 意見を求める。医療系サービスについては、主治の医師等の指示がある場 合においてのみ、居宅サービス計画に位置づける。この場合、意見を求め

た主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付する。なお、介護サービスに対して主治の医師等から留意点等が示された場合は、当該留意点を尊重して計画の作成を行う。

エ 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等に十分留意しつつ、その必要性や特段の理由について計画に記載するとともに、市町村に届出を行う。

(4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。なお、サービス担当者会議については、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下、「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるが、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

(5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者等に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

- (6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携 介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対 して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。
- (7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価 居宅サービス計画の作成後においても、利用者等、指定居宅サービス事業者等 との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者に ついての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計 画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う ものとする。
- (8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有 地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場 合には、これに協力するよう努めることとする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

- 第9条 居宅介護支援における法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準 (告示上の報酬額)によるものとする。
- 2 法定代理受領以外の利用料の支払いを受けたときは、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を 徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 - (1) 事業所から片道 10 キロメートル未満 250円
 - (2) 事業所から片道 10 キロメートル以上 500円
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者等に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。

5 指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、枚方市、交野市、京都府京田辺市、京都府八幡市の 区域とする。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第11条 利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、その他利用者からの申し出があった場合には、 当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

(事故発生時の対応)

- 第12条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講するものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した 場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第13条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町 村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質 問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又 は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険 団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言 を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、利用者等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び 厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのため のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供 以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は 家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(秘密の保持)

- 第15条 介護支援専門員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 介護支援専門員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持さ

せるため、介護支援専門員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、介護支援専門員等との雇用契約の内容に含むものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第16条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。
- 2 事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 研修 年1回
- 3 事業所は、適切な指定居宅介継続護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人中屋覚志会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。